

教育委員会その他名

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例(令和7年さいたま市条例第15号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 第3条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。</u></p> <p><u>イ 第4条の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。</u></p> <p><u>ウ 別表(第2条関係)備考第5号に規定する回数券を発行すること。</u></p>	<p>(教育委員会への委任事務)</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>
<p>(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>教育振興基金、学校災害救済基金及び文化財保存活用基金の管理に関すること。</u></p> <p>(12)～(13) [略]</p>	<p>(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>教育振興基金及び学校災害救済基金の管理に関すること。</u></p> <p>(12)～(13) [略]</p>

附 則

(施行期日)

この協議は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。